

## 管理栄養士 募集要項

- 【求人職種】 管理栄養士
- 【求人数】 若干名
- 【採用年月日】 令和3年4月1日（既卒者要相談）
- 【応募条件】 ・今年度実施の国家試験受験予定で、管理栄養士免許取得見込の者  
但し、国家試験不合格の場合は採用取消とする。  
・管理栄養士免許取得者
- 【応募書類】 ・履歴書（指定用紙）（全員）  
・卒業（見込）証明書（全員）  
・成績証明書（新卒者のみ）  
・管理栄養士免許の写し（取得者のみ）
- 【応募締切】 令和2年10月9日（金）（必着）
- 【書類提出先】 〒602-8026  
京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5  
京都第二赤十字病院 人事課人事係
- 【選考】 ※詳細については、書類選考合格者に別途通知します。  
試験日：別途調整  
試験会場：当院  
選考内容：筆記試験（一般問題・小論文）・面接
- 【勤務条件】 勤務時間：8：30～17：00（休憩45分）  
（早出）7：30～16：00（休憩45分）  
（遅出）9：00～17：30（休憩45分）  
休日：週休2日、祝祭日、創立記念日（5/1）、年末年始（12/29～1/3）  
休暇：年次有給（年24日）、特別有給等
- 【待遇】 基本給：大学卒 220,990円（俸給＋地域手当）  
※経験による加算あり  
通勤手当：6ヶ月定期の額で支給（上限55,000円／月）  
住居手当：家賃額の半額を支給（上限28,500円／月）  
他手当：時間外手当・扶養手当等  
※各手当については、該当者に支給  
賞与：年2回（前年実績 年間4.25ヶ月）  
昇給：年1回 4月  
加入保険：健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
- 【見学について】 病院見学はメールにて受け付けています。  
ご希望の方は、①氏名（フリガナ）、②学校名もしくは勤務先、③連絡先、  
④見学希望日【10月2日（金）・5日（月）・6日（火）各日13:30～】を記載の上、  
当院・教育研修課までお申込み下さい。  
メールにて返信いたします。 E-mail（教育研修課）：kyoik@kyoto2.jrc.or.jp
- 【問い合わせ先】 〒602-8026  
京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5  
京都第二赤十字病院 人事課人事係  
TEL：075-231-5171（内線8530）／E-mail：jinji@kyoto2.jrc.or.jp



		氏名
年	月	免許・資格

特技・趣味・得意科目など

---



---



---



---



---



---



---



---

志望の動機

---



---



---



---



---



---



---



---

通勤時間 約 時間 分	扶養家族数	配偶者	配偶者の扶養義務
	(配偶者を除く) 人	有・無	有・無

本人希望記入欄

---



---

病院見学を希望される方へ

### 病院見学時の健康管理について

当院では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止していた病院見学の受け入れを令和2年8月より再開しております。ただし当面は、院内感染対策のため受入れの制限を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、見学に際しては以下の注意事項に留意して下さい。

#### 《注意事項》

- ・ 院内に入る際には手指衛生（手指消毒または手洗い）およびマスクの着用を徹底してください。
- ・ 見学当日は必ず事前に検温し発熱の有無をチェックしてください。37度以上の発熱、体調不良や風邪症状などがある場合、見学は中止となるため京都第二赤十字病院教育研修課に連絡し、指示を受けてください。
- ・ 見学中は必ず持参したサージカルマスクを着用してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、突然、見学を中止する場合がありますのでご了承ください。

なお、2週間以内に下記に該当する方は見学をお断りする場合がありますので担当部署に連絡してください。

1. 発熱や強い倦怠感、咳、味覚嗅覚障害などの症状のある方
2. 海外などから帰国された方
3. COVID-19患者と濃厚接触のある方
4. 同居家族以外と飲食を行なった方
5. ライブハウス、カラオケ店舗、接待を伴う飲食店の利用、飲食を伴った会合等へ出席をされた方
6. 新型コロナウイルスの感染症の流行感染地域（緊急事態宣言などが出された地域）からの方

京都市上京区釜座通丸太町上る春帯町355番地の5

京都第二赤十字病院 教育研修課

電話番号 (代表) 075-231-5171

(内線) 8138

## 見学時の健康管理について

### Q&A

Q 『37度以上の発熱や上気道炎や倦怠感、咳、味覚、嗅覚障害などの症状がある』場合はどうしますか。

A 原則として症状改善までは見学は中止となります。

見学を再開する場合は近医を受診し、継続可能かどうかを判断して頂く必要があります。（診断書は不要です）

不可なら見学は中止となり、別の期間に変更することになります。

Q 『同居家族以外と飲食を行なった方』について

A 上記の規約を2週間前に伝えている場合、見学は中止となります。見学は別の期間に変更となります。

伝えていない場合は担当部署に確認して頂く必要があります。